

嘱託警察犬審査要領

(爆発物捜索犬の部)

1 受審資格

- (1) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、日本警察犬協会が示す7犬種とする。
- (2) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、狂犬病法に定める「犬の登録」・「狂犬病予防注射」を行い、これを証明する鑑札・注射済証明書の交付を受けていること。
- (3) 所有者・飼育者・指導士については、暴力団活動等の反社会的行為がなく善良な社会人であること。
- (4) 嘱託指導士は、昼夜を問わず警察の出動要請の電話連絡に応じられること。

2 審査順序

審査の順番は、当日抽選で決定する。

3 審査方法

審査方法は、爆発物臭気を選別する審査とする。

4 実施要領

(1) 競技内容について

ア 指導士は、交互に配列されたスチール製缶（蓋付き）6個の中から、爆発物隠匿物品2個を受審犬に選別させること。

イ 爆発物隠匿物品は、「黒色火薬」及び「イオウ」の移行臭気布を投入したスチール製缶各1個とする。

ウ 爆発物隠匿物品以外は、爆発物臭気布の投入されていないスチール製缶を配列する。

エ 指導士は、リードを把持して審査に臨み、選別作業後に対象箇所番号を審査員に報告すること。

(2) その他

ア 選別の所要時間は5分とする。

イ 審査開始前、指導士は審査員に申告する際、爆発物隠匿物品発見時における受審犬の告知動作（「座る」等の明確な動作）を報告すること。

ウ 審査中に不正と認められる状況を確認したときは、当該受審犬を失格とする場合がある。

5 採点方法

正確度、爆発物接触、捜索意欲及び告知動作等について採点する。

得点は、各審査員の採点結果を集計し、その合計点を得点とする。

6 嘱託の合否基準

嘱託警察犬審査委員会において、

審査会における得点・指導士の出動体制・受審犬の実績等を勘案して決定する。